

今後の取組方針について

検証報告書における提言

資料2

R2.5.13 対策推進本部会議

| | |
|-----|-------------------------------|
| (1) | 区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性 |
| ① | 区を単位とした相談支援体制のあり方について |
| ② | 各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性 |
| ③ | 子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性 |
| ④ | 子どもの生活圏における支援体制構築の必要性 |
| ⑤ | 保育施設における虐待事案への対応強化の必要性 |

それぞれの取組の実施・検討の時期について、次の4つの区分で表す。
 A：既に取り組んでいる項目
 B：すぐに取り組むべき項目
 C：速やかに検討すべき項目
 D：中期的・段階的に検討する項目

※担当部に区) 保健福祉部とある事項は■■区)の取組(独自の取組も含む)を表す。

| 該当提言 | 取組方針 | 具体的な取組内容(想定を含む) | 実施状況 | 区分 | 担当部 | |
|------|------|---|---|---|-----|-----------------------------------|
| ① | ア | 子ども家庭総合支援拠点を整備するなど、区を単位とした相談支援体制を整え、妊娠期から出産・育児まで切れ目のない支援を行う。 | (7) 子育て世代包括支援センターの機能を強化するため、母子保健相談員を配置する。 | 令和2年4月から、全区に1名ずつ母子保健相談員(会計年度職員)を配置し、ミドルリスク妊婦への支援を通じて虐待予防の関わりを強化した。 | A | 子) 児童相談所 保) 保健所 区) 保健福祉部 |
| | | | (4) 支援対象者の状況を適切に把握して支援の状況を組織で共有し、適切な進行管理を行う。 | 妊婦支援相談事業(母子手帳交付)に個別支援プランを導入し、妊娠届出時に母子保健相談員と保健師が全ての妊婦と面接を実施することにより、妊婦及び世帯等の状況を詳しく把握し、アセスメントにいかすとともに、支援の入口での妊婦との関係づくりを強化した。 | A | |
| | | | (7) 家庭児童相談室や要対協の役割や活用方法への理解を広め、他部局や関係機関との更なる連携体制を構築する。 | アセスメントの内容等について係内で確認するとともに、定期的な課内会議や、母子保健相談員、地区担当・業務担当保健師等による会議において、支援の方向性等の協議を行っている。 | A | |
| | | | (イ) 子ども家庭総合支援拠点の機能整備に向け、国が実施しているアドバイザー派遣事業等を活用し、札幌市の状況を踏まえた必要な制度設計等を進める。 | 母子保健担当・家庭児童相談室において把握した虐待予防の観点で支援が必要なケースについて、課内で役割分担や支援方針の共有化を図るとともに、要対協の活用等についても課内で検討する体制とし、要対協機能の強化に取り組んだ。 | A | |
| | | | (イ) 子ども家庭総合支援拠点の機能整備に向け、国が実施しているアドバイザー派遣事業等を活用し、札幌市の状況を踏まえた必要な制度設計等を進める。 | 令和元年度、児童が利用する福祉事業所等が参加している自立支援協議会の場合等を活用し、家庭児童相談室や要対協の機能・役割について周知を行った。 | C | |
| ② | イ | 家庭児童相談室を中核とした各区の要対協の機能強化を図るとともに、児童相談所との連携強化を進める。 | (7) 各区の家庭児童相談室の担当職員を増員し、虐待に発展する可能性が高い支援ケースについて児童相談所と随時情報共有し、支援方針や役割分担等について検討を行う体制を強化する。 | 令和2年4月から、6区において家庭児童相談担当係職員を1名増員した。今後も継続して職員の増員を図るとともに、更に児童相談所との情報共有をすすめ、支援方針や役割分担等について検討を行っていく。 | A | 子) 児童相談所 区) 保健福祉部 |
| | | | (4) 各区の健康・子ども課長を児童相談所地域連携担当課長と兼務とし、要対協の改善点の洗い出しや改善に向けた対応策の検討を行う体制を強化する。 | 令和2年4月から、各区の健康・子ども課長を児童相談所地域連携担当課長兼務とした。 | A | |
| | | | (7) 児童相談システム、家庭児童相談システム及び母子保健システムの情報連携により、支援対象者のスムーズな情報共有を行う。 | 今後、業務遂行上のリスクの把握、その対策を検討していく。 | A | |
| | | | (イ) 要対協の業務を活性化させるため、実務者会議の効果的運用や進行管理台帳等のあり方等について、プロジェクトチームの設置等により活性化策を検討する。 | 令和元年12月以降、3つのシステムの改修を行い、相互の情報閲覧や検索機能を充実させ、タイムリーな情報連携が可能となった。 | B | |
| | | | (オ) 子ども家庭総合支援拠点化を見据え、区における支援機関としての主体性・専門性を確保しながら、支援内容に応じた児童相談所との連携や技術的助言の仕組みについて検討を行う。 | 今後は、システム検討プロジェクトにより、3つのシステムが保有している情報のプラットフォーム的なシステムを構築し、注意すべき世帯を抽出可能とするなど、更なる連携強化に努める。 | C | |
| ③ | ウ | 子ども福祉分野において生活支援担当が果たすべき役割を明確化し、組織における方針を徹底する。 | (7) 関係機関の介入が必要と思われる世帯に必要な支援を行うため、具体的な援助方針を適切に設定する。 | 世帯の状況に応じて援助方針の見直しが行われているか随時確認を行うよう、課長職及び係長職に指示する。 | B | 子) 児童相談所 保) 総務部 区) 保健福祉部 |
| | | | (4) 生活支援担当職員を直接指導・監督する立場である係長職に対し、児童虐待防止や必要な支援へのつなぎの観点で踏まえた研修を実施する。 | 本庁による実施機関監査において、関係機関との連携について必要な組織的検討が行われているか確認する。 | A | |
| | | | (7) 生活支援担当職員を対象とする研修に要対協担当職員を講師として派遣し、児童虐待防止施策や要対協に関する知識を深める。 | 令和2年4月に実施した新任係長職研修において、本庁の課長職を講師として、検証報告書の内容の関連項目を中心に解説を行った。 | B | |
| | | | (イ) 各区の部課長会議や保健福祉部の会議等を活用して、健康・子ども課と生活支援担当課の業務や連携の必要性、支援策のあり方について情報共有を行う。 | | B | |
| ④ | エ | 子どもと関わる機関や地域の支援団体とのつながりを深め、顔の見える関係性を構築し、地域全体で子どもを重層的に見守る環境を整える。 | (7) 学校や地域を巡回する子どもコーディネーターやスクールソーシャルワーカー(SSW)に対して、要対協の個別検討会議への積極的参画を働きかけ、支援に必要な情報を共有する。 | 令和2年4月から、子どもコーディネーターの活動地域を拡大(50地区⇒61地区)した。今後も市内全87地区への展開に向けて体制づくりを検討する。 | B | 子) 子ども育成部 子) 児童相談所 教) 学校教育部 |
| | | | (4) 子どもコーディネーターと巡回SSWが、子どもの学校区などの生活圏に合わせて、日ごとの情報共有を積み重ねていく。 | | A | |
| | | | (7) 子どもコーディネーターの市内全地区への展開に向けた体制の検討や、スクールソーシャルワーカーの活用の促進・体制強化に向けた検討を進め、学校や子どもの居場所等において困難を抱える子どもや家庭の把握、必要な支援につなげる取組を推進する。 | | C | |
| ⑤ | オ | 保育施設における虐待事案への対応を強化する。 | (7) 児童虐待防止ハンドブックのダイジェスト版など、具体的でわかりやすいマニュアルを作成し、保育施設等に配布して周知を図る。 | 令和2年3月に、児童虐待防止ハンドブックのダイジェスト版を作成し、保育現場等での活用を促すため保育所や幼稚園等に送付し、令和2年5月に、市公式ホームページにも掲載した。効果的な周知となるよう、今後も具体的な方法について検討していく。 | A | 子) 子育て支援部 子) 児童相談所 |
| | | | (4) 認可外保育施設への指導を行う際は、児童虐待防止ハンドブックに沿って児童虐待の早期発見と通告等について必ず説明を行うとともに、研修会や会議を通して保育施設に周知を図る。 | | B | |

検証報告書における提言

| | |
|-----|-------------------------------|
| (2) | 母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性 |
| ① | 日常的業務（保健師活動・乳幼児健診）の徹底 |
| ② | 地域住民の健康増進に寄与するための保健師活動の再考の必要性 |
| ③ | 母子保健活動の中での地域精神保健の役割の強化 |

| 該当提言 | 取組方針 | 具体的な取組内容（想定を含む） | 実施状況 | 区分 | 担当部 | |
|------|------|--|--|--|-----|-----------------------------------|
| ① | ア | 保健師の基本的な支援活動や乳幼児健診が果たす役割を再認識し、日常的業務の徹底を図る。 | (7) 保健師の日常的業務の徹底を図るため、家庭訪問記録マニュアルの見直しを行うとともに、活動計画及び各種マニュアルに沿った保健師活動を行うよう徹底を図る。 | 家庭訪問記録マニュアルの改訂を行い、各区において係会議等の機会を利用して、活動計画及び各種マニュアルに基づき保健師活動を実施していくよう徹底を図っている。 | A | 保) 保健所 区) 保健福祉部 |
| | | | (イ) 乳幼児健診の役割の重要性について再確認し、健診に従事する職員間の情報共有、支援が必要な場合の支援方法やその後の状況の確認について徹底を図る。 | 朝礼やカンファレンス等の機会を利用し、乳幼児健診に従事する全ての職員・職種における役割の重要性について、再確認を行った。 健診結果を踏まえた支援を確実に果たせるよう、対応が必要なケースには台帳に記載欄を設けたり、付箋を貼付するなど工夫し、健診に従事する職員間で確実に情報を共有することとした。 健診後のカンファレンスにおいて、気になる母子や対応が必要なケースについては、従事する職員間で丁寧に情報を共有し、特に次の支援が必要な場合には、その支援方法を検討するとともに確実に支援につなげ、その後の状況についても確認することとした。 | A | 区) 保健福祉部 (■) 区の独自取組例) |
| | | | (ウ) 乳幼児健診等の未受診者について、すべての対象児の状況を確認し、必要な支援を行う。 | 令和元年11月に、乳幼児健診マニュアルを改定し、健診後、早期に未受診者の状況を確認するよう意識的に取り組み、月に1回開催している課内会議においても世帯の状況に合わせた支援や確認方法等について検討し、確実にすべての未受診児の状況を確認することとした。 | A | |
| | | | (エ) 乳幼児健診に従事するすべての職種を集めた「乳幼児健診のあり方プロジェクト」を設置し、乳幼児健診が本来の役割を果たすための施策等を検討する。 | | B | |
| | | | (オ) 特定妊婦について、成育歴や精神面に応じたアセスメントを実施し、支援の方向性を検討する。 | 成育歴を丁寧に把握するとともに、特に精神面についてはリスクアセスメント表等活用して確実に把握し、定期開催の課内会議において共有・確認し支援の方向性を検討している。 | A | 保) 保健所 区) 保健福祉部 |
| | | | (カ) 全区の係長会議や、推進係と家庭児童相談室との定期的な会議において、保健師活動についての情報交換や議論を密に行い、工夫やアイデアの共有、事例の振り返りを定着化させる。 | | B | |
| | | | (キ) マネジメント層の関与により、日常業務の徹底を図る。 | 令和2年4月に、各区保健センターの部長職・課長職に対して、検証報告書の内容を説明し、保健師の日常業務や組織マネジメントの徹底について周知を図っている。 | A | |
| ② | イ | 地域住民の健康増進に寄与する保健師活動体制のあり方を検討する。 | (7) 地域住民の健康を守る基本的な視点に基づいた保健師活動、包括的な支援体制のあり方を検討する。 | | D | 保) 保健所 区) 保健福祉部 |
| ③ | ウ | 母子保健活動の中での地域精神保健の役割を強化する。 | (7) 地域精神保健を考慮に入れた保健師活動の推進や、精神保健福祉相談員との連携のあり方を検討する。 | 令和2年4月に、2区に1名の心理相談員を配置した。 同行訪問や来訪面談等を通して、保健師活動の精神保健面での支援を行う。 | A | |
| | | | | 特定妊婦について、成育歴を丁寧に把握するとともに、特に精神保健面を考慮に入れたアセスメントについて、リスクアセスメント表等活用して確実に実施している。 また、それらの情報やアセスメントの内容を、定期的に開催している課内会議において共有・確認し、支援の方向性を検討している。 | A | 保) 保健所 保) 障がい保健福祉部 区) 保健福祉部 |

検証報告書における提言

| | |
|-----|--|
| (3) | アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性 |
| ① | 要対協の機能強化及び対象範囲の拡大 |
| ② | 在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性 |
| ③ | 各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性 |
| ④ | 各職場で協働の文化を醸成する必要性 |
| ⑤ | 支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討 |

| 該当提言 | 取組方針 | 具体的な取組内容（想定を含む） | 実施状況 | 区分 | 担当部 | |
|------|------|--|--|--|-----|--------------------------------|
| ① | ア | 要対協を有効に運用するための機能強化や運用方法の見直しを進める。 | (7) 児童相談システム、家庭児童相談システム及び母子保健システムの情報連携により、支援対象者のスムーズな情報共有を行う。【再掲】 | 令和元年12月以降、3つのシステムの改修を行い、相互の情報閲覧や検索機能を充実させ、タイムリーな情報連携が可能となった。今後は、システム検討プロジェクトにより、3つのシステムが保有している情報のプラットフォーム的なシステムを構築し、注意すべき世帯を抽出可能とするなど、更なる連携強化に努める。【再掲】 | A | 子) 児童相談所 区) 保健福祉部 |
| | | | (4) 要対協の業務を活性化させるため、実務者会議の効果的運用や進行管理台帳等のあり方等について、プロジェクトチームの設置等により活性化策を検討する。【再掲】 | | B | |
| | | | (ウ) 子ども家庭総合支援拠点の機能整備に向け、区における支援機関としての主体性・専門性を確保しながら、支援内容に応じた児童相談所との連携や技術的助言の仕組みについて検討を行う。【再掲】 | | C | |
| ② | イ | 児童虐待調査や支援の過程における在宅支援アセスメントシートの活用の徹底を図る。 | (7) 児童虐待調査結果報告の際は、在宅支援アセスメントシートを活用して報告を行う。 | 児童虐待調査結果報告の際は、在宅支援アセスメントシートを活用し、虐待の程度やリスク要素等の把握に基づく報告を行っている。支援の過程で得た子どもや養育者などの状況を、適宜在宅アセスメントシートに反映させるとともに、リスク状況の変化を確認し、状況に応じた支援に結びつけている。 | A | 子) 児童相談所 区) 保健福祉部 |
| | | | (4) 支援の過程で得た情報について適宜在宅支援アセスメントシートに反映させるとともに、リスク状況の変化を確認し、必要な支援にいかす。 | | A | |
| | | | (ウ) 要対協システムにおいて在宅支援アセスメントシートを軸として情報や意見をまとめ、会議参加者の共通認識のもとに必要な支援を行う。 | | B | |
| ③ | ウ | 各職場単位での組織マネジメントの徹底を図る。 | (7) 支援対象者の状況について進行管理台帳への記載を徹底し、書類の集中管理やチェックリストによる進捗管理を行い、処遇方針の確認や検討を行う。 | 支援状況について進行管理台帳への記載を徹底するよう指導するとともに、管理職が進行管理台帳を活用して定期的に支援の内容、進捗等を確認している。処理すべき書類の集中管理を強化し、目視による進捗管理が容易にできるよう取り組んでいるほか、事務処理誤りがないよう様々なチェックリストを活用して確認を行っている。中堅職員と新人職員との少人数チームにより、毎月チーム内でお互いの進行管理の確認やアセスメント、支援内容の検討を行っている。リスク変化を見逃さないよう、管理職への定期的な報告や会議を実施し、処遇方針の確認、具体的な支援方法や支援の時期等の支援プランの見直しを図っている。 | A | 子) 児童相談所 保) 保健所 区) 保健福祉部 |
| | | | (4) 児童相談システム、家庭児童相談システム及び母子保健システムの情報連携を行い、集約されたデータから、注意すべき案件を抽出できるようなシステムを構築し、管理職が日ごろから確認できるような仕組みを検討する。 | | A | |
| | | | (ウ) 管理職向け冊子「管理監督者の心得」を、自治研修センターで主催する新任役職者向けの研修等において活用したり、各所属における朝礼や役職者ミーティング等の場で取り上げ、日常的に目を通すことで、管理監督者の協働の意識やマネジメント能力の向上を図る。 | | B | |
| | | | (ウ) 全ての職員が協働の視点をもって業務に取り組むための意識の共有を図る。 | | A | |
| ④ | エ | 各職場単位で管理職を中心とした職員の意識の向上を図り、協働の文化を醸成する。 | (4) 管理職向け冊子「管理監督者の心得」を、自治研修センターで主催する新任役職者向けの研修等において活用したり、各所属における朝礼や役職者ミーティング等の場で取り上げ、日常的に目を通すことで、管理監督者の協働の意識やマネジメント能力の向上を図る。【再掲】 | 令和2年3月に、市長から全職員に対してイントラネットのメールシステムによりメッセージを配信し、職員への意識づけを行った。 | B | 総) 職員部 総) 自治研修センター |
| | | | (ウ) ケース支援に関わる他部他課との協働に向け、子どもを視点の中心と位置づけアセスメントする際に必要と考えられる情報等について共有し双方向で発信できるよう、母子保健担当と生活支援担当間の情報共有に向けた共通ツールの検討を行う。 | | C | |
| | | | (7) 研修等による課題・認識の共有、事務処理方法の統一化及び事務水準の維持、世帯状況の変化に対応した関係機関との情報共有、等を基本方針に掲げ、組織力の向上を図ることとした。 | | A | |
| ⑤ | オ | 切れ目のない支援を行うとともに、ニーズやリスクの変化に対応した適切な進行管理を徹底する。 | (4) 一時保護や措置を行った児童を家庭引き取りとする場合の関係機関との連携を密にし、切れ目のない支援の連続性を担保するとともに、関係機関との間での役割分担や各々の責任の所在を明確にする。 | 生活支援の実施方針において、研修機会の活用による課題・認識の共有、区のマニュアル活用による処理方法統一及び事務水準の維持、世帯状況の変化に対応した関係機関との情報共有、等を基本方針に掲げ、役職者会議や毎月の朝礼等を通じて徹底を図っている。継続指導ケースについては、担当者が管理職に対して定期的に進捗を報告し、処遇方針の確認、検討を行う会議を設けている。虐待ケースの一時保護中の児童や措置中の児童を家庭引き取りとする場合、地域の関係機関との個別ケース検討会議を開催し、関係機関の間での課題や方針を共有し、役割分担や各々の責任の所在を明確にするよう努めている。 | A | 区) 保健福祉部 子) 児童相談所 |
| | | | (7) 一時保護や措置を行った児童を家庭引き取りとする場合の関係機関との連携を密にし、切れ目のない支援の連続性を担保するとともに、関係機関との間での役割分担や各々の責任の所在を明確にする。 | | A | |

検証報告書における提言

| | |
|-----|--------------------------|
| (4) | 児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性 |
| ① | 児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討 |
| ② | 警察との連携、役割分担の明確化 |
| ③ | 休日・平日夜間時の調査対応の強化 |
| ④ | 児童相談所における区との連携の強化 |

| 該当提言 | 取組方針 | 具体的な取組内容（想定を含む） | 実施状況 | 区分 | 担当部 | |
|------|------|---|--|---|-----|----------|
| ① | ア | 介入と支援に対応した調査体制を強化するとともに、専門性を生かした体制の構築を図る。 | (7) 虐待通告受理時や終結時に適切な評価を実施するため、緊急対応体制を整備する。 | 令和元年10月に緊急対応担当部長及び緊急対応担当課長を新設するとともに、通告受理及び終結時のリスクアセスメントシートによる評価及び担当部長までの報告を徹底するよう係会議等で周知を行った。 令和2年4月に緊急対応担当の係長職1名及び係員7名を増員し、係長職は直接地区を受け持たない体制として、係長職による業務管理機能を高めた。 令和2年4月に常勤医師職を配置し、身体的虐待の疑いなど医学的判断が必要なケースについて、専門的見地から見立てを行うことができる体制としている。 教員、保健師等の専門職や警察からの派遣職員が、その専門性を生かした助言を行いやすいよう、係長職は直接地区を受け持たない体制とした。 | A | 子) 児童相談所 |
| | | | (4) 虐待通告に係る係長職の進捗管理機能を向上させる。 | | A | |
| | | | (7) 医師職や他機関からの派遣職員の専門性を生かした体制づくりを行う。 | | A | |
| | A | | | | | |
| ② | イ | 児童相談所と警察との連携のあり方、調査方針、役割分担の明確化を図る。 | (7) 夜間・休日の調査にかかる児童相談所及び警察の連携・役割分担を明確にし、互いに理解を深めるための協議、研修等を実施する。 | 相互の連携方法や役割分担を明確にし、互いに理解を深めるための実務者協議や研修、意見交換を継続的に実施している。 | A | 子) 児童相談所 |
| ③ | ウ | 休日・平日夜間時の通告に対する調査実施体制を強化する。 | (7) 休日・平日夜間における虐待通告の初期調査等を行うため、必要な職員体制を構築する。 | 令和2年4月に緊急対応担当の増員に併せて、休日も正規職員が出勤するシフト体制を構築した。 平日・休日の夜間については、新たに休日夜間児童虐待対応支援員を設置し、虐待通告にかかる初期調査を行う体制とした。 平日・休日の夜間における虐待通告時の児童家庭福祉センターとの役割分担について整理し、初期調査案件が重なるなど正規職員と休日夜間児童虐待対応支援員だけでは対応が難しい場合も初期調査等を行うことができる体制とした。 令和2年4月に、休日・平日夜間の対応方針についてマニュアルを作成し、関係職員への研修等により周知した。 | A | 子) 児童相談所 |
| | | | (4) 休日・平日夜間に円滑な調査対応を行うため、対応方針についてのマニュアルを整備する。 | | A | |
| ④ | エ | 児童相談所と各区の有機的な協働体制を構築する。 | (7) 子ども家庭総合支援拠点化を見据え、区における支援機関としての主体性・専門性を確保しながら、支援内容に応じた児童相談所との連携や技術的助言の仕組みについて検討を行う。【再掲】 | | | |

検証報告書における提言

| | |
|-----|----------------------|
| (5) | 専門的力を持つ職員を育成する体制の構築 |
| ① | 児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方 |
| ② | 保健師の人材育成のあり方 |
| ③ | 中堅職員の育成 |
| ④ | 職員研修の実質的機能強化 |

| 該当提言 | 取組方針 | 具体的な取組内容（想定を含む） | 実施状況 | 区分 | 担当部 | |
|------|------|--------------------------------------|--|--|-------------|--------------------|
| ① | ア | 区や児童相談所の体制強化に向けた児童福祉司の採用、育成と人事異動を行う。 | (7) 法令改正や第二児童相談所の開設に向けた児童福祉司等の計画的な増員を検討する。なお、有資格者を着実に確保できるよう、社会人採用を含めた採用のあり方も併せて検討する。 | 令和2年4月から、主に緊急対応担当を中心に児童福祉司9名を増員した。今後、有資格者の着実な確保に向けた方策を検討していく。 | A A A | 総) 職員部 子) 児童相談所 |
| | | | (4) 区の体制強化について、国基準の他、担う役割や支援状況に応じた配置等対応策を検討する。 | 令和2年4月から、6区において家庭児童相談担当係職員を1名増員した。増員効果や各区の支援状況等を検証し、効果的な体制構築を検討していく。 | | |
| | | | (ウ) 経験を蓄積できるような配置とともに、これまでの経験を生かして後進の育成を意識した人事異動を実施する。 | 体制強化や人材育成の観点から、福祉現場の経験者や有資格者などを中心に、異動サイクルを鑑みながら一層適切な職員配置に努めている。 | | |
| ② | イ | 地域の保健福祉活動全般を担うための保健師の育成を図る。 | (7) 保健師の活動指針や人材育成マニュアルを改訂する。 | | B | 保) 保健所 区) 保健福祉部 |
| | | | (4) 関との合同研修など、OJTとOff-JTを組み合わせた具体的な研修メニューを検討し、実施する。 | | C | |
| | | | (ウ) 行政需要やキャリアプランを考慮し、経験を蓄積できるような人事異動を実施する。 | 体制強化や人材育成の観点から、福祉現場の経験者や有資格者などを中心に、異動サイクルを鑑みながら一層適切な職員配置に努めている。 | A | |
| ③ | ウ | 組織の中心的な役割を果たす中堅職員の育成を図る。 | (7) 福祉コースや福祉現場経験のある職員を、将来の育成も見通したうえで効果的に配置していく。 | 体制強化や人材育成の観点から、福祉現場の経験者や有資格者などを中心に、異動サイクルを鑑みながら一層適切な職員配置に努めている。 | A | 総) 職員部 |
| ④ | エ | 実施手法の工夫や効果測定により、職員研修の実質的な機能の強化を図る。 | (7) 採用年次や職位に応じた研修の中で、自治体職員として基本となる価値観の再認識を図っていく。 | | B | 総) 自治研修センター |
| | | | (4) 検証報告書や過去の事例を用いた研修、外部講師による研修、民間機関との合同研修など、OJTとOff-JTを組み合わせた具体的な研修メニューを検討し、実施する。【再掲】 | | C | 子) 児童相談所 保) 保健所 |
| | | | (ウ) 研修の実施内容等について外部評価を導入し、効果測定を行う。 | | C | 区) 保健福祉部 |

検証報告書における提言

| | |
|-----|-----------------------------|
| (6) | 思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの創設の必要性 |
| ① | 思春期・若年期の女性を対象とした支援制度の創設 |
| ② | 高等学校との連携・支援体制の必要性 |
| ③ | 児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制の構築の必要性 |

| 該当提言 | 取組方針 | 具体的な取組内容（想定を含む） | 実施状況 | 区分 | 担当部 |
|------|--|--|------|----|---|
| ① | ア 10代後半の女性にみられる諸課題に対応した、新たな支援の枠組みを構築する。 | (7) アウトリーチ型支援制度検討のため、実態調査（支援の対象者の生活実態、犯罪被害の内容や件数、求められる支援等）、先進事例調査（他都市の視察、NPOの活動内容等）を行い、青少年向けの支援事業を行っている関係部署と連携して、既存の支援メニューの活用可否について検討する。 | | C | 子) 子ども育成部 子) 児童相談所 保) 保健所 市) 男女共同参画室 |
| | | (4) 若年期の生活場所として、自立援助ホームや社会的養護自立支援事業の積極的な活用を行う。 | | B | 子) 児童相談所 |
| ② | イ 高等学校との連携による支援体制を構築する。 | (7) 市立高校へのスクールソーシャルワーカー（SSW）の派遣について一層の活用を図り、不登校傾向や福祉につなぐ必要がある生徒を早期に発見し、必要な支援を行う。 | | B | 子) 子ども育成部 教) 学校教育部 |
| | | (4) 中学校卒業時及び高校退学時の進路未定者について、学校から若者支援総合センターに情報を提供し、卒業及び退学後にも引き続き支援を受けられることができるよう連携していく。 | | B | |
| | | (ウ) 若者支援施設においては、就労等進路面からの支援に加えて生活面等の幅広い支援も可能である旨を、高等学校等の関係機関に周知する。 | | B | |
| | | (エ) 高等学校との連携強化による潜在ニーズの掘り起こしに加え、10代中盤から20代前半に焦点を当てた新たな支援メニューの開発に取り組む。 | | D | |
| ③ | ウ 児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制を構築する。 | (7) DV相談で虐待の心配があるケースについて児童相談所との情報共有を毎月実施する。対象ケースへの対応が発生した場合には、更なる情報共有、家庭児童相談室等の関係機関と個別のケース会議を実施する。 | | B | 子) 児童相談所 市) 男女共同参画室 |
| | | (4) DV相談員研修において、児童に関するテーマの研修を取り入れるとともに、児童相談所や家庭児童相談室を含む関係部局への参加を促す。また、若年層向けのデートDV防止講座に児童相談所職員も同行し、相互の業務の共通理解を深める。 | | B | |
| | | (ウ) DV被害に遭い、シェルターや一時保護施設に保護者とともに入所した児童に対し、児童相談所と連携した心理ケアの実施を検討する。 | | B | |
| | | (エ) 児童相談所と男女共同参画室において、DV・児童虐待防止の広報啓発を協力して実施する。 | | B | |

検証報告書における提言

| | |
|-----|----------------------------|
| (7) | 過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性 |
| ① | 過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性 |
| | |
| | |

| 該当提言 | 取組方針 | 具体的な取組内容（想定を含む） | 実施状況 | 区分 | 担当部 |
|------|--|---|--|----|-----------|
| ① | ア 過去の検証報告書における提言を踏まえた児童虐待防止対策の進捗管理や検証を行う。 | (7) 速やかに、市内部に常設の「児童虐待防止対策推進本部」を設置し、検証報告書に係る取組方針等を協議するとともに、取組状況について、年に1度、外部からの検証を受ける。 | 令和2年5月に「札幌市児童虐待防止対策推進本部」を開催し、検証報告書における提言に係る取組方針等を協議し、取組状況について進捗管理を行う。 検証報告書における提言に係る取組方針や取組状況について、子ども子育て会議児童福祉部会に報告を行う。 | A | 子) 子ども育成部 |
| | | (1) 本市がこれまでに受けた検証報告書や虐待防止の取組状況を公式ホームページ等で公表するとともに、取組や他都市の検証報告書の内容を庁内で共有し、虐待防止と庁内連携の意識を向上させる。 | | B | |
| | | | B | | |